

平成29年第2回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成29年6月 6日

閉 会 平成29年6月 8日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（6月7日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	坂 本 勲 君
住 民 課 長	大 川 誠 治 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	三 上 あ け み 君
産 業 振 興 課 長	佐 藤 一 仁 君
建 設 課 長	木 村 伸 一 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	中 川 悟 君
---------	---------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番 小 鹿 重 一 君

2 番 久 慈 省 悟 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

第2 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第3 一般質問 5番 坂本 豊 議員

第4 一般質問 7番 木村 修 議員

午前9時33分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一議員

○議長（藤田修一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は4名です。通告順に一般質問を行います。

1番小鹿重一君の質問を許します。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。1番の小鹿重一です。きょうは、2点について質問しますので、よろしく願いをいたします。

まず、除雪車と列車の踏切衝突事故についてですが、3月の定例会では、運転手本人の処分は12月で確定している。また、JRからの補償請求額は確定していないが、概算で電車の損害賠償額が約3,000万円、その他融雪装置や振りかえ代行費などの費用が約2,000万円で、合わせて約5,000万円という、かなり具体的な答弁がありました。

このような状況から、JRへの補償と事故処理が終結したと思われるが、事故原因、補償額等の関連事項の全てについて報告を求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 事故原因についてですが、平成29年3月13日に保険会社により刑事記録の写しということで、外ヶ浜警察署による捜査報告書並びに検察庁の起訴状の写しをいただいております。

まず、捜査報告書によると、結論とありまして、除雪車をガス欠により停止したとあります。さらに、ガス欠の原因として燃料が少ないことを認識しておきながら、安易に除雪終了まで燃料が間に合うと軽信したとなっております。また、起訴状においても、原因が燃料切れにより自走不能とさせたとあります。

このことから、事故原因が燃料切れによるものということで報告をいたします。

続いて、補償額についてですが、この事故による補償は、JRと保険会社の示談が成立しております。確定の時期も未定でございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） まだ確定していないという話でございますので、それは次回に譲るとしても、12月で確定していた運転手の処分の内容についてお伺いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） プライベートなことなので、ちょっとその件は控えさせていただきます。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） プライベートといいますけれども、例えば新聞報道等に出る場合もあるわけですので、それは私は報告してよろしいものと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前9時38分 休憩

午前9時40分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 略式命令ということで、罰金20万円ということになっております。

以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 3回目だと思いますので、まとめて質問します。

村長は、昨日の本会議において、踏切の事故、アシストの赤字、職員の飲酒運転の責任をとるということで、7月から9月まで3カ月間、給与の10%を減額することを提案して可決されました。これはこれとして、事故処理がまだ終わっていないということですので、少し質問を変えますが、事故の処理が終わったときに、村長は責任の所在等についてどのように考えているのか、現時点で答弁が可能であればお願いをいたします。

また、まだ補償交渉が終わっていないということなのでありますが、何が問題で補償の額が決まらないのか、もしお答えできれば、担当課長にお願いしたいと思います。もし今の時点でわからないというのであれば、また9月の一般質問で聞きますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 昨日、一応自分で考えまして、ある程度のその事故の結果は見えた、原因が確定した。補償交渉については、まだ決まっていませんということで、課長が答弁したとおりでございます。最初から、事故の当日、運転手本人から事情を聞いたことによっても、断定はされませんでしたけれども、そのような結果になるだろうということで予想しておりました。そこで、村長という立場で、村としての責任の明確化と、それからその関係する職員、それらに対する責任の所在というものを検討はしてきたところであります。

本年1月中旬にある程度の、12月議会終了後に、ある程度の内容が確定したように見えたものですから、蓬田村職員懲戒等審査委員会にその旨で意見を求めて検討してきました。

しかし、結論として、まず第1に、非常にその事故に至った経緯が、何ていうのでしょうか、何か流れ的に非常に悪い流れであったというふうに私は解釈しまして、第1に、当該除雪車両が故障車の代車であった。通常であれば、事故日の前日に納車となったわけでございますけれども、通常であれば燃料補給がタンクローリーによってなされているはずであったのですが、その納車になったときに燃料補給がされていなかったということで、一連のマニュアルというか、作業点検の流れからこれが漏れていたということだったわけです。

したがって、事故報告書にあるとおり、運転手の自己判断という形で間に合うと思っただけということになります。それを確認すべき関係職員ということになると、非常にその特定が難しいということございまして、いわゆる蓬田村職員の懲戒処分の基準に関する要綱、これらに関しても一応検討させたわけでございますけれども、第6条の指揮監督する者の責任、それから第7条の関係職員の懲戒処分と、これは前回、酒酔い運転による時も、これは議論になった部分でございますけれども、これに該当させるということは、非常に立証が困難というふうに私は判断をいたしましたわけでございます。

職員のいわゆる責任を明確にせず、包括的に、包括的ということは、事故が起きたからその担当課に全て責任があるというような処分の仕方は、私は正しくないというふうに考えたものですから、職員の責任については問えないというふうに私は解釈をいたしました。

したがって、誰も責任をとらないと、そういうことにはなりません。行政機関としての蓬田村の責任は逃れられないということでもありますので、やはり村のトップ、最高責

任者としての村長が、やはりみずからそれを、責任をとるという形で処分を行うことが正しいのではないかということで、昨日の村長の給与の減額ということで出させてもらったということでございます。

以上です。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 現時点で、何が原因で補償等がされないのか、把握はしておりません。今後わかり次第、補償等も含めて報告させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） この件については、9月の定例会で何とか最後になることを私も望みたいわけですので、そのときはもう1回総括的な質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

次に進みたいと思います。

2番の農地中間管理機構を介した蓬田村の農地貸借の面積についてでございますが、以前の田植え作業は、ピークになりますと至るところで作業風景が見られ、にぎやかな感じさえたものであります。しかし、最近では、田植え機の動いている数が物すごく少ないです。また、秋の収穫作業もしかりでございます。これは農地の集約が進んだものと感じています。

そこで、離農者等の農地を集め、担い手農家に貸す農地中間管理事業は2014年度から始まっていますが、蓬田村では借り受け希望面積と貸し出し希望面積及び機構を介して貸借が成立した面積は、これまで年度ごとに幾らあったのかお伺ひします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 成立した貸借面積ですけれども、26年度は、貸借件数が1件、貸借面積が3,037平米となっております。27年度は、貸借件数が49件、貸借面積が85万2,841.88平米となっております。28年度は、貸借件数が3件、貸借面積が2万9,376平米となっております。合計で件数は53件、面積は88万5,254.88平米となっております。

以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今報告をいただきましたけれども、蓬田村では、いわゆる貸した

い面積と借りたい面積という、その関係はどうなっていますか。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 希望の件数は、26年度は11件、26年度は希望面積は10万4,633平米となっております。27年度は、希望件数が63件、面積は91万4,443.88平米です。28年度は、希望件数が3件、希望面積は2万9,376平米となっております。合計で、希望件数は77件、面積は104万8,452.88平米となっております。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） もう一つ聞いたのですけれども。希望面積と借り受け面積と。（「今しゃべったのは、借りたい人の面積。貸して、借りて、両方の面積を聞いているんだけど」の声あり）

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 済みません、そちらのほうは済みませんけれども、調べておきませんでした。済みません。

○1番（小鹿重一君） はい、わかりました。後でもいいのですので、報告願えれば幸いです。もう一つ聞いてもいいですか、議長。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 議長、済みません。今いろいろ報告を受けましたけれども、農地の貸借というのは、今の時点の感覚では、まだまだ進みそうだというふうに考えていますか。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 29年5月末現在の申し込みでは、貸し付け希望者が1件と借り受け希望者が59件で、31万3,200平米となっておりますが、相続等の問題と未登記等があることも考えられますので、今後それが進むということはちょっと難しいように考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） ②番に行きますけれども、今こちらのほうに少し答えていただいたような感じがしましたけれども、いろいろ新聞の報道等によりますと、農地を知らない人に貸すことに抵抗感があるというようなことで、貸借が成立しないという原因があるんだというようなことも報道されています。そういう中で、また単純に、何ていいですか、農地中間管理機構を通さなくてもいいというような感じで貸借をやられている方

もあるのかなと思っていましたけれども、単純に今把握されている相続登記の問題、今お答えがありましたけれども、そのほかに何か原因があったらお知らせ願います。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 貸借が成立しない原因は何点かありまして、1つは、集積協力金などをもらうためには、10年以上の長期の貸し付け期間が必要なことが挙げられます。もう1点、農地等を知らない人への貸し付けに抵抗感があり、村農業委員会を通しての貸借がまだまだ多いことも挙げられます。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 農地が集約されていくということは、農業者の数が減ることにもなるといいます。そうすると、農道、用排水路、除草等の管理が非常に難しくなってくることにあります。今は各地区に水土里保全隊が組織され、農業者も非農業者も一緒になって農業者を支援していますが、この組織もこのままでは高齢化によって成り立たなくなってしまうおそれが十分にあります。そうなったときに、営農の継続がかなり厳しくなってくるのではないかなと心配されますが、村長はどのようにこの現実を捉えておられるかお伺いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今回の一般質問において、坂本議員からもそういう継続の、いわゆる農業の振興発展ということに対して質問が来ております。その中で私が考えたのは、やはり農業を継続するためには何が必要かということは、やはり農家の人方が一番望むものをどう展開するかということが一番必要なのだろうと私は思っています。ただ、今農地集積に伴い、その非農家、いわゆる農家でなくなる方があると。そうすると、農地の荒廃が進むだろうということで、それをどうするかという問題だと思います。

そうなりますと、やはりそれを管理する、今は水土里保全隊がやってくさっておりますけれども、やはりそれを進めるためには、どうしても地域による農地の管理というのが非常に重要な課題だろうと私は思います。そこで、やはり農業の法人化とか、そういった組織を進めることが、私は現在の課題ではないかというふうに考えてございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） ありがとうございます。蓬田村の農業・漁業は、基幹産業であり、最も重要な産業でございますので、これからも引き続き営農継続、あるいは漁業の

継続というようなものをみんなで考えていきたいなと思います。そういうことを申し述べまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） これで、1番小鹿重一君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（藤田修一君） 日程第2、4番柿崎裕二君の質問を許します。

○4番（柿崎裕二君） おはようございます。4番柿崎裕二の一般質問を始めたいと思います。

きょうは観光を含めて集客への取り組みの促進事業について伺いたいと思います。何点かに分けて伺いたいと思います。

蓬田村へ他町村からの集客の一環として、村では現在どのような取り組みをしているのか、また今後何かしらの取り組みの計画はあるのか、お答え願えますか。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 村では、平成27年度に作成した、まち・ひと・しごと創生蓬田村人口ビジョン総合戦略の中で、商工・観光の講ずべき基本方向として、トマトなどの農作物やホタテの高付加価値化を目指し、加工品の開発や食に関する新たな観光開発を行い、人の流れをつくるとしています。

主な事業として、トマト、ホタテなどの食による村おこし、民泊施設や登山道、遊歩道、黒滝などの環境整備を挙げております。具体的な取り組みとしては、県の観光に関する補助金、市町村元気事業などを利用し、村の特産物のトマトやトマトケチャップ・卵などを使った料理メニューの開発、蓬田三山・黒滝へのトレッキングツアー、中沢トマト団地でのトマト収穫体験や、よもぎ温泉でのよもぎ蒸しを体験できるモニターツアーの実施、東奥日報の女子マルなどの企画を利用しての村で開発した特産物を使った料理づくり体験などを実施して、村外への発信と集客を行っています。

今年度は、引き続き観光モニターツアーの実施や、観光案内板の整備を進めながら、村外から三沢市の米軍や青森市内の外国人の方々を呼んで、村の特産物であるトマトの収穫体験や漁港内でホタテ貝の荷揚げ作業の見学などをツアー化するなどし、外国人に向けての集客へも取り組んでいきたい考えとしています。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今、産業振興課の課長のほうから、さまざまな取り組みを丁寧に

ご説明受けたわけですが、結構な取り組みをしていると思います。また、今の答弁の中に、外国人の集客も含めていろいろな体験ツアーを組んで、今後もやっていきたいというすばらしい企画だと思います。

ただ、そういうふうに外国人だけに限らずなのですけれども、この蓬田を観光しようと思いますと、今JR津軽線もかなり本数が減ってしまっていて、公共の乗り物でこちらに来るとというのがなかなか難しい状況になっています。どうしても全般的に言いますと、マイカーでの観光というのが主流になっているように思えるわけです。

そこで、この玉松一帯の観光を考えた場合、280号線バイパスが主に移動として利用されているわけです。よもぎ温泉、古城の沼、玉松台、玉松海水浴場、ほかにもさまざまな施設がもちろんあるわけですが、いずれにしても、国道280号線、要するに旧道といますか、そちらに近い側に全ての観光用地がありまして、なかなかそのバイパスの移動道路だけを通して蓬田を素通りしちゃうというような状況が続いているように見えます。

近年、どうしても車自体が大分さま変わりしてきまして、ガソリン車ではなくて、EV車、要するに電気自動車です、それからPHV車、プラグインハイブリッド車といますか、電池と燃料を組み合わせた車はかなり見受けられてきています。あと数年もすれば、相当数そうした車が主流になることは容易に予想できます。

それを踏まえて、蓬田村にもぜひ電気自動車用の充電施設が絶対必要かと思いますが、その辺はどうお考えですか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今のご質問の内容としては、2番目にちょっと触れる形になりますけれども、今言われたEV車、それからPHV車の充電スタンドということでの質問だと思いついて、津軽半島を例えば仮に1周した場合の距離というのは、大体200キロありまして、いわゆるEV車ということで、電気だけで走る自動車を指すわけですが、1回のフル充電をしますと、大体最大走行距離が200キロ前後が平均であります。最大では500キロ程度走行できるものもあるということも調べてわかっておりますけれども、一般的には200キロ。

質問にある充電スタンドということの件ですけれども、現在確認したところによりますと、青森市の野木和のところにあるコンビニさんのところに1カ所、それから北海道新幹線駅であります奥津軽いまべつ駅にも1カ所、現在2カ所実際に設置されている。

コンビニにある充電スタンドはお話によると、何かお金を払う有料の充電スタンドだと。それから、奥津軽のほうは無料で利用できるということは確認をしております。

今の充電スタンドの建設ということで、ちょっと調べてみたのですが、普通充電器という、8時間以上かけてフル充電をすると、そういう設備を例えば建設するとなると、大体200万円前後、それから急速充電器と言われる、30分ぐらいで80%ぐらいの充電が可能なスタンドということで、その設備であれば1,000万円前後の費用がかかると。

今国から指定されている次世代自動車振興センターというところで、500万円が上限で2分の1の国庫補助制度があると。この補助制度もいろいろ申請要件がありまして、例えば道の駅が主体であるとか、半径15キロ以内にそういう充電スタンドがないところとか、そういう制約があって、仮にその補助を申請するとなると、その要件をクリアした上で、年度の早いうちに申請をしないと補助金がもらえないということが現状でありまして、今2カ所あるということで、確かに必要かとは思われますけれども、EV車、電気自動車に関しては充電をしないと走れなくなるという観点からいきますと、必要なかなとは思いますが、まだ皆さん、自動車に乗られていると思えますけれども、台数を見ると、余りまだEV車自体が主流になっていないのではないかと。ハイブリッド車に関しては、電気とガソリン燃料で走りますので、特別充電のスタンドが要らないと。

そういうことを考えますと、現在は予算的なものもありますし、施設の整備がまだ整っていないということもありまして、早急に設置の必要がないのではないかと。そういうことで、今のところは考えておりません。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の総務課長の答弁によりますと、いろいろな今の説明の中のあれでは、急に、急にというか、急いで設備するまでもないのではないかと、台数の関係で。ただし、急速充電に至っては約30分ぐらいで充電してサイクルを回していくという形になるのですが、野木和公園付近の充電所、今別の充電所、1カ所ずつ、要するに1台ずつの充電となるわけです。それでもって台数がふえてきた場合、そういう車の、その2カ所で足りるのかと。もちろん足りるわけもないわけです。

それから、例えばこの施設をもっと何年後かにつくるとなると、例えば外ヶ浜町のフェリー埠頭乗り場とかに設置されたとなると、先ほど説明いただいた半径15キロ以内だと、そういう補助金が受けられないとか、そういう問題が発生してきて、余計に設置に

難色を示す形になると思います。

なぜ今このEV車の充電器のことを申したかといいますと、この充電施設を蓬田村でどこかに設置しますと、利点としては、自動的にいわゆるカーナビゲーションにここの蓬田が記されると。また、インターネットでは電子地図にももちろん自動的に記されることとなります。そういったことを考えましても、早い段階での、こういう施設を設置しますと、蓬田村の観光に物すごいプラスになると思います。

また、発展させることをもう少し考えますと、その充電システムのところに、例えばですが、電動機付自転車を四、五台置きまして、その充電に30分ないし40分かかる間を、その電動機付自転車をレンタルさせまして、その玉松周辺を散策するとか、そういった観光事業にも十二分に発展できると思います。ましてや蓬田には村営牧場という、これは観光ではありませんが、そこからの陸奥湾のロケーションというのは、どこにも負けないすばらしいロケーションであります。そこに展望台なり、そういったものを建設して、そちらのほうまでの集客を考えると、いろいろな方面でその充電所があることにおいて発展させることができると。なおかつ移動道路から、移動道路のバイパスから、その施設があるほうの旧国道のほうにも誘致できると。もう少し言えば、蓬田村にはよもぎ温泉という施設がありますので、その温泉を利用した足湯などを設けて、そのすぐそばに充電所を置くと。そういった一括した誘致の仕方というのは、十分に検討すべきだと私は思います。

今総務課長さんのほうからは、今は無理でしょうという話がありましたけれども、ぜひそういったところをもう一度検討しまして、早い段階での電気自動車の充電施設を完成させて、蓬田村の観光に発展させていただきたいと思うわけです。その辺を踏まえての答弁をもう一度お願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 柿崎議員のおっしゃるとおりだと私は思っています。この件に関しては、やはりEV車のその充電施設そのものにかかわらず、玉松、今まででもCCZ、コースタルコミュニティーゾーンという、そういう形で開発をしてきました。しかし、それからもう既に25年がたちまして、施設としては余り維持管理がうまくいっていないということもございます。

それから、もう一つは、それを観光施設として使う努力というのが、私たちにはまだ足りないということを考えれば、今言った電気スタンドとか、あるいは施設の管理だと

か、あるいはどういう観光をして村にメリットを与えるかとか、そういったものをやはり、先ほど別な質問で出てきましたが、まち・ひと・しごとの戦略計画の中でも言うておりますけれども、それらを集中的にやはり計画する必要があるだろうというふうに私は思っております。

前回、12月でしたか、ほかの議員からも質問がありましたように、玉松の開発に当たって、今現在、鉄道、新幹線の工事のために運輸機構に貸している土地が返還された場合、それをどう活用するかということも含めて、私はやはりコンサルタントの力が必要なんじゃないかというふうには思っています。

したがいまして、今のEV車の関係につきましても、できる限り私たちの将来、村民の方が不便を感じないような形で取り込みできればというふうに思います。現在絵に描いた餅のようなものでございますので、余り詳しい説明はできませんので、当面前向きに私は進めてまいりたいというふうに考えています。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ありがとうございます。

以上で、私、4番柿崎裕二の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（藤田修一君） これで、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 5番 坂本 豊議員

○議長（藤田修一君） 日程第3、5番坂本 豊君の質問を許します。

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

まず、最初にバイパスの防雪柵についてお伺いをいたします。

バイパス280号線の防雪柵の柱を、県はことしも撤去をしていません。これに対して村長はどのように考えておりますか。このため、バイパスを横断する車両等の安全性は著しく阻害されています。交通事故を誘発する危険が大きく、いつ重大な事故が発生し

でもおかしくありません。ボンネットのない軽トラックでも見通しが悪く、100メートルから200メートル先はよく見えない状態です。ましてやボンネットの長いトラクターや、さらにバケットをつけている車両等は、本当に危険であります。

県は今までバイパスが開通してから、防雪柵は春には撤去しておりました。それが昨年からは経費削減のため、安全を無視しています。事故が起きれば、わずかな経費削減などで補償できるものではありません。責任を事故を起こした当人に押しつけようとするのかもしれませんが、危険な構造物を放置した責任は免れません。前にも同じ質問をしましたが、新幹線工事のときは、冬期間は交差点に専門の警備員を配置して事故防止に当たっていました。それほど防雪柵は危険だということです。交差点から二十数メートル外していますが、これで十分とは言えないのです。

村長は県に対してどのような対策をしているのか、また経費削減などを認めるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） まず、県に対しての対策でございますが、防雪柵の収納については、昨年度の要望を踏まえ、4月下旬に県にことしの収納予定を確認するとともに、住民からの要望があれば検討してほしいと伝えておりました。5月に住民から完全収納の要望があったことから、県に出向き、道路横断の際の状況の写真を持参しながら、完全収納を要望しております。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 補足の答弁をいたします。

昨年も6月の議会でございますけれども、このことについて坂本議員から質問がありました。私のほうも当時、県の県土整備事務所というのですか、そちらのほうに私も行きまして、担当者宛てにお話をしました。しかし、建設課長のほうに答弁しておりますということをおかれまして、ああ、そうですかということで、ただ、完全撤去を申し入れられていますということだけは伝えました。県では、経費削減という立場から、昨年からはそういうふうにしたということございまして、交通安全に支障が出ない範囲でそれは実施していますのでということをおかれしましたので、私としましても、蓬田村の施設でない以上、それ以上食い下がることはしませんでした。

以上、答弁しておきます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 県は経費削減と言っているわけですが、100メートル当たりでいいですから、撤去する費用は完全収納する場合と、柱だけを残した場合、幾らぐらい差があるのか。知ってありましたら答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 一般的な防雪柵の場合によりますけれども、まず一般的で全部収納であれば、100メートル当たり4万円で、柱のみ、一部収納ですね、柱、板のみの収納、これについては3万円ということで確認しております。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 津軽地方にある、通称米米ロードという、あれは多分県道だと思いますけれども、あそこを見ますと、完全に撤去しております。同じ農村地帯なんですけれども、一部ではそういうふうに県は撤去をされていて、蓬田村を走るバイパス280号線はこのように、私から言わせれば、少しばかりの経費削減のために、住民の安全を無視するというやり方に対しては怒りを覚えているわけです。昨年でしたけれども、この防雪柵撤去の話を議会でしたということで、よく取り上げてくれたという話をされた方もありました。それほど住民の皆さんは、あの柱が危なくて邪魔だというふうに考えているので、引き続き村長に対しても、もっと強い意見を県のほうに言っていただきたいと思います。

これから、この議会が終わった後でもよろしいので、また住民から強い要望があったということを伝えていただけるのかどうか、村長、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私も今回質問がまた来た、また来たということは大変失礼ですが、こういう質問があったことはやはり県にはお伝えしなきゃいけないということがあります。

それから、もう一つは、やはり私たち蓬田村だけではなくて、青森市油川から奥内、後潟、ここの地区についても立っているわけですので、青森市の道路管理者、あるいは道路担当者ともやはり情報交換して、この話を進めなければいけないのではないかとこのように考えていますので、もちろん要望はいたしますが、その辺のことも考えたいというふうに思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次に入ります。

昨年、アシストが大幅な赤字を発生させた主な原因は、人件費が膨らんだということでありましたが、対策はことしはどのようにしているのか、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） アシストの人件費ということでございますけれども、アシストの事業展開ということ、先ほど観光の部分でも出てきましたけれども、事業を進める、そのいわゆるプレイヤー、要するに実施主体がなかなかないということで、アシストを使ってやっているというのが実態であります。これらのことから、やはりその職員数がふえたということが一番の原因だというふうにご指摘があったわけでございます。

ご指摘に従って、私ども、社内、いわゆるアシスト内の経営を考慮して検討を進めてきました。このことについて、具体的な内容についてお話をします。

温泉部門では平成28年度と同様の人数を確保しないと、温泉の経営ができないということから、現状維持をいたしますが、マルシェ、いわゆる産直所では、平成29年度では、社員3名、パート4名の7名体制から、平成29年度は、社員2名、パート体制3名ということで5名、2名の減にしております。また、アグリ事業は正職員2名、平成28年度までは正職員2名、パート職員8名を使用しましたがけれども、現在はこれを、職員配置はしないということにしております。

人件費総体を申し上げますけれども、平成28年度では2,900万円余り、平成29年度では、現在の計画では2,300万円余りということで、およそ600万円の20%程度の削減となるように計画をして現在実施しているところであります。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） アグリ部門のことについてお聞きしますけれども、このアグリ部門は職員の配置をしていないということで答弁があったわけですが、このアグリはもう事業としてはやらないということですか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 以前の議会でも私は申し上げました。トマトのいわゆるベビーベビーを含めて四姉妹の販売、あるいは特産品の開発、あるいは6次産業化、これらを考えると、私はやらざるを得ない事業、誰かがやらなきゃいけない。先ほども言いましたように、事業を展開する人がいないということから考えると、村の産業振興のためにはどこかで行わなきゃいけない。私はほかの、他の町村の例を見てきましたけれども、振興公社でありますとか、あるいは公社方式、あるいは別な団体を立ち上げて補助金を与

えてやるとか、そういったことをやりながら他の市町村は実施しているというのが一般的であります。

以前、そういうことは農業者がやることだ、あるいはそれは商売人がやることだということで、自然の成り行きに任せてそれを進めるのがいいんじゃないかというふうな議論もございましたけれども、私はそれをやっていれば、今のふるさと納税の対応でありますとか、あるいは今のインバウンドの観光客の対応でありますとか、そういったものが進まないというふうに考えていますので、休止という言葉を使わせていただきました。採算が見込めるような経営状況、そういったものをきちんと経営判断ができる形にしてからやりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次の②番として、アシストへの補助金で村民にそれを転嫁した責任をとるため、これを決定した村長並びに特別職の教育長、それを認めてきた管理職職員、議決をした議会は、1,000万円の損失の責任をとるため、議員も減給をするべきだと考えておりますが、答弁を求めます。

昨日、村長は、自身の給与を約15万円ほど減給しました。しかし、1,000万円にはほど遠い金額であります。議員7人、課長クラス8人、教育長、村長合わせて17名で約1,000万円の損失分を負担するとすれば、1人当たり59万円になるわけです。1年でそれだけの損失を発生させたのでありますから、12カ月分で負担するとすれば、1回にすると約5万円の平均の減給をしなければならぬわけです。たかだか1,000万円といえども、個人で負担するとすれば、相当な金額になるわけです。それだけの金額を村民に損失を与えたということになるわけです。職員は生活もあるので、またことし課長になった方もいるので、もちろん一概に責任を押しつける気はありませんが、それだけの金額だということを自覚すべきではないかということを行っているわけです。答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 確かに金額として計算をすれば、そのようになるかと思えます。

しかし、そのよもぎたアシスト株式会社に支出した補助金の中身というのは、前回の議会でも私は理解を求めたと思っております。

前回の議会のまだ議事録は、私はちょっと見ていないものですから、申しわけないのですが、1,000万円を補填したその中身については、アグリビジネス事業の赤字、それ

に温泉事業の温泉の配管漏れ、これによる燃料費の増加、そしてマルシェ自体の運営に伴う赤字、これらが累積して2月の4日に資金繰りが行き詰まったということで報告を受けた経緯があります。この時点で、もう既に資金繰りをしないと間に合わないということでございましたけれども、各事業ごと、今話をしました各事業ごとに赤字額を算定するというのが非常に困難な状況でございまして、その時点では、平成27年度のアグリビジネス事業の赤字補填の1,000万円を行うことにより、これらの全てのものの資金繰りの悪化を解消しようということにしたものでございます。

村長が社長ということでございますけれども、村長が社長職は非常勤でありまして、経営に関する事、あるいは事務に関する事、そういったことに対して、一々そこにはなかなか手を出せないというのが実態でございます。しかしながら、そういう経営が行き詰まったときに、村の第三セクターという形で、じゃあ雇用も全てとめてしまうか、事業もとめてしまうかというふうになったときに、やはり行政の責任者としては、これを続けるしかないということで、皆様にお叱りをこうむった部分もございまして、補助金の支出を決定したという背景がございまして。

このことに対して、他の行政機関の皆様に対して責任を転嫁すると、いわゆる議会、教育委員会、そういったものを、職員だからそれも全部責任とれという、先ほども言いましたような、包括的な、いわゆる全体としての責任をとれということについては、私はやらないというふうに思っております。

ただ、その責任というのが、非常勤の社長並びに専務、常勤の専務がおるわけでございますので、そちらの責任が組織上どうしても大きいということでございますので、最終的には代表権を持つ社長が、これを責任とるしかないというふうに考えて、今回、昨日の条例となったわけでございますので、何とぞご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 本来であれば、アシストの赤字ですから、アシストは独立した株式会社です。出資者は蓬田村であっても、その経営というのは役員が全て責任をとらなきゃならないわけです。社長もそうだし、役員の方々も全責任をとって、その赤字分を、損失を補填しないと倒産ということになったわけです。現に1,000万円の村からの補助金がなければ、この株式会社は倒産していたわけですね。1,000万円の補助金を無理やり専決で出したということになれば、それを決定し、相談を受けた人たちが、ここには皆関係者がいるということで、私は今の提案をしたわけです。必ずしもやれとか、そ

ういう意味ではなく、それほどこの1,000万円に対しては村民が怒っているということ
を理解していただきたいと思います。

きのうも、きょうの一般質問、このアシストの赤字の部分を行いましたら、やはり相
当住民の人も怒っておりました。何で責任を誰もとらないんだというふうにしているわ
けです。

次に、3番目の質問に入ります。

国による10アール当たり7,500円の米の直接支払交付金制度は、今年度で打ち切りにな
ります。民主党政権のときに始めた戸別所得補償制度は1万5,000円、10アール当
りでした。自民政権にかわってから、それが半額になり、今に至っています。この制
度で農家はかなり設備投資をすることができました。外国ではEU、ヨーロッパやアメ
リカなどでは、農家はかなりの割合で国からの補助金で経営を維持しています。気候変
動で生産が不安定な農業は、国の保護なしに経営はできない産業であります。今まで米
農家が生き残ってこられたのは、食糧管理制度で米価が一定していたからであります。
この時代には後継者はたくさん残りましたが、その制度が廃止されてからは、農業人口
は衰退をして見る影もありません。人口減少の原因はここにもあるわけです。職業とし
て成り立たない農業では、後継者は結婚さえできないからであります。

来年から廃止されるこの制度で、農村はますます経営難になっていきます。村独自の
農家支援策として、10アール当たり4,000円の直接交付金を出してはどうでしょうか。
農家への補助金には風当たりが強いものですが、食糧生産ができなくなって、仮に気候
変動で食糧難になったときには取り返しがつかなくなります。ことしは、今は温暖化で
食糧生産には全く問題がないように錯覚をしています。いつ冷害などの被害が来るか
わかりません。食糧も水や空気と同じで、いつも好きなだけとれるというのは思い過ご
しです。

平成5年、1993年の大冷害から24年がたちました。食糧を生産する人たちを大事にす
る政策は最優先されるべきだと思います。外ヶ浜町では既にこの制度を実施して、農家
の後継者が残れるような対策を講じないと、村の基幹産業というのは言葉だけになりま
す。既存の農家への支援をどのように村長は考えているのか。農業への支援は余りにも
貧弱ですが、答弁を求めたいと思います。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 外ヶ浜町で平成20年ころから、米の作付をふやすことや、

資材費の高騰を理由として、町独自の財政で交付金をつくり、28年度実績では、主食米10アール当たり4,000円、飼料用米10アール当たり1,400円を農業再生協議会を通じて交付をしております。また、総額は700万円ほどとなっています。これを蓬田村で実施すると、28年度作付の実績では2,000万円ほどとなり、毎年支出していくことは財政的に厳しいと考えています。

また、村では、農業所得安定対策の各種交付金や産地交付金を活用しながら、農業経営の環境整備支援をしていく考えであり、村独自の米農家に特定の交付金を交付するという事は非常に難しいので、考えていません。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 村の財政というのは、バブルの時代、1990年代、蓬田村でも10億円近い基金がたまったときがありました。その当時、私は、基金を10億円もためてどうするんだと、住民のために使うべきだということを、再三にわたって質問しました。今も約10億円以上の基金が現在残っているわけです。毎年2,000万円支出するのは財政的に厳しいということはあり得ない金額ではないでしょうか。ましてや地方交付税で農村に対する交付金というのは、農業関係に対するものというのは、相当来ているはずですよ。13億円ぐらいの交付金 coming しているわけですが、その中身というのは私たちは知る由もないわけですが、そういうお金をどこに使っているのですか。農村というのは、ここは農業地帯でしょう。第1次産業。農業。産業なわけです。これ、2割ぐらいしか、今は農家人口が減ってしまいましたけれども、こういう生きてお金を使っていくというのは、補助金としては大事なことであります。

先ほども言ったように、農家というのは、農業というのは、非常に弱い産業で、国、自治体、そういう補助金がなければ成り立たない産業だということはわかると思います。外国で、スイスなんかは100%補助金を出していると言われていたわけですよ。傾斜地農業。ですから、国民もそれを全て理解しているわけです。

今水田がなくなったら、ちょっと大雨が降ったら大洪水になりますよ。あの田んぼというのはダムなのです。ですから、100ミリ、200ミリの雨が降るとということは、10センチ、20センチですよ。田んぼの畦畔が仮に30センチあれば、300ミリの雨にはたえるという単純な計算になるわけです。

それほど水田が果たしている役割というのを考えれば、ただ単に農業という産業だけ補助金を出すのはだめという考えではなく、水田が持つ多面的な機能を考えれば、農村

を生かしていく、農家を育成していくというのが、政策の中心にならなければならない、これが農村の宿命ではないでしょうか。課長の答弁は要りませんので、村長、お願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 坂本議員がおっしゃるとおり、やはり田園、そういった伝来のものを私たちは守っていかなきゃいけない、その中にはやはり自然涵養機能、あるいは災害防止機能、さまざま持った、そういった農地の役割というのがあることは、十分今までも感じ、考えられてきているところであります。そのために、国自体もやはり農地法なりを通じながら、乱開発が行われないように、そういったことを守ってきたものと思っています。

今回、坂本議員から提案のありました、外ヶ浜町で10アール当たり4,000円、これを出して農家の後継者、質問の中身、質問状のほうでは、後継者を育成してということでございます。私自身もこれは本当はやりたい事業の1つであります。しかしながら、やはり交付金、村独自が交付金を出して、いわばばらまきというふうに言われることも、また難しい施策の選択だと私は思っています。

私自身は、平成26年の米価低落のときに言いましたように、やはり農家が生産性の向上、あるいは収入の向上、そういったものに対して、やはり支出をすべきであるというふうに申し上げた記憶がございます。それは農業施設の補助事業であり、土地改良事業の補助事業であり、農業機械設置費、そういったものに対する補助は積極的に進めるといふふうに私は答弁したように記憶してございます。

できればその10アール当たり4,000円というものの効果が果たして農業を経営する方にとって、存続するだけの効果があるのか、ないのかというのは、もう1回皆さんとやはりお話ししないといけないのではないかと。米の値段が、これは逆の、今ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、ホタテの場合も下がった場合、それじゃあ同じように価格、所得補償をするのかということ考えた場合に、米のやはりそういう補償、あるいは交付金による育成対策をする場合に基準を決めたり、さまざまなことを検討していかなければ、政策として成り立たない、私はこのように思っています。

あの質問状には、非農家である村長がということで、非常に刺激的な質問状でございましたけれども、私も27歳までは水田と畑作をやってきました、ただ、私自身も考えますのは、やはり農業というのは魅力ある産業でなければいけないと、まずそれが大事だ

というふうに思います。

それから、もう一つは、やはり農業で食っていけるという確信がないと、やはり後継者もついてこないんじゃないかというふうに思います。今新規就農者が国の、国策で新規就農者の補助制度が始まっていますが、村内の人に限らず、村外の方も入ってきています。後継者づくりに私はどうしてもこれはやっていかなきゃいけないというふうに思っていますので、皆様方の知恵と協力をお願いしたいものだと思っているところであります。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次に、最後の質問に入ります。

除雪車の車庫建設計画というのは、どのように進んでいるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 除雪車の車庫建設計画については、場所を選定することが重点課題であることから、平成28年度に概略設計業務を委託し、まず15候補地を選定し、騒音問題、農地転用、埋蔵文化財等の手続、除排雪車の安全な出入り口の確保、水道配水造成等の工事を考慮し、候補地を4カ所に絞ったところでございます。今後さらに協議し、7月までには候補地を決定したいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この車庫建設が急がれるというのは、地域住民の現在の車庫周辺の騒音問題が当時あったわけです。今はあんまり騒がれておりませんが、この新しい車庫が建設されないと、この騒音問題等はいつまでも解消されないということになります。

もう一つは、重機が、数が多分ふえたと思っておりますが、現在所有している重機は、今の車庫に全部入っているのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 機械センターと、当然全部入り切りませんので、機械センター、蓬田のあのところと、玉松公園の裏に格納庫とありまして、その裏に車庫がありますので、入っております。分けて入っております。（「議長、ちょっと休憩」の声あり）

○議長（藤田修一君） はい。

午前10時50分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（藤田修一君） それでは、休憩を取り消し、会議を再開いたします。

建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 機械センターのほうと、よもぎの園の格納庫の裏にある建物に分けて収納しております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） それじゃあ具体的に建設される時期というのは、いつごろを予定しているのか、最後に答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 具体的なものとしては、まず候補地を決定したとして、測量設計・地質調査に1年、用地交渉・用地買収に1年、農地転用・農振除外・埋蔵文化財調査に1年、造成・建築・外構工事に2年ということで、事業期間をおおむね5年ぐらいと考えております。以上です。

○5番（坂本 豊君） わかりました。以上で私の質問を終わります。

○議長（藤田修一君） 以上で、5番坂本 豊君の質問を終わります。

日程第4 一般質問 7番 木村 修議員

○議長（藤田修一君） 日程第4、7番木村 修君の質問を許します。

○7番（木村 修君） おはようございます。7番の木村です。通告に従って、きょうは4点について質問させていただきます。

初めに、1番目の村税の不納欠損処分について伺います。

このことにつきましては、4月の例月会において、事務側より説明があったわけですが、その説明と答弁が重複することになるということになるかもしれませんけれども、きょうは本会議ということで、議事録に記録が残ることになりますので、質問させていただきたいというふうに思います。

平成30年度、来年の4月1日から国保事業の広域化が施行されることに伴い、県への納付額が約33%ふえるということが報告ありました。村では、被保険者住民への急激な負担増を抑制するために、今年度は後期高齢者支援金分の税率のみを改めるということ

であります。

そして、その説明の資料の中にあるわけでありませけれども、①の質問ですが、住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、村税4税の28年度不納欠損額が約1,000万円弱ということであります。その内訳、内容はどのようなものになっているのか。

また、②として、少ない収入でもどうにか工面しながら、一生懸命納税されている住民もいると思うわけでありませ。簡単にその徴収権を放棄するべきではないと思うわけでありませけれども、この2点について答弁を求めませ。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） 27年度までは、納税相談等で約束などを交わり、5年を過ぎた債権も滞納処理件数と扱ってきませましたが、県からのご指摘もあり、5年を過ぎた債権は時効となり、時効が完成した年度末に不納欠損処理され消滅するに当たり、28年度は27年度以前に比べ、倍近く処理されたものです。以上です。（「②のほうも」の声あり）

なるべく早い段階で、5年を過ぎないように収納率を高めていきたいと思ひませ、今現在、東青県税部と共同催告、共同徴収、あるいは青森県市町村税滞納整理機構に移管してありませ、早い段階での徴収に努めてまひませ。非常に、生活もありませるので、無理やりということにならないで、常に納税者と相談をしながら徴収していきたいと思ひませ。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） この資料を見ませると、25年度、26年度、27年度、28年度、この4年分の不納欠損、4年分に不納欠損される件数でありませますが、4年間合わせませると、全部で297件ありませ。そして、お金にして約1,000円以下を切り捨てて、2,222万円ということになっていませ。納税者のこの税負担の公平性というふうなことを考えれば、やはり滞納額の徴収や収納率の向上というものを求めていかなければならないわけでありませますが、時効の中断というふうな行為はなされなひのかどうか。そういう行為ができなひことになったのかどうか、答弁を求めませ。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） 今までは5年間、時効を中断して5年間を、延びることとされていませが、やはりいつまでたってもなかなかそこは進まない状況にありませるので、やはり県からの指摘どおり、5年を過ぎたものに関しては、いち早く処分していかなけ

れば、徴収率の向上にもならないということで、今年度はそういう手続を行いました。
以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） これまででは、今まででは、5年間のうちに納税者が税金を納めると、承認した場合と、そしてまた納税者に税務署が催告したときは、その時点で時効が中断されるというふうな形ですと来たというふうに理解しています。それはなぜかといいますと、簡単に5年過ぎれば払わなくてもいいというふうなことを納税者に、納税者がそういうぐあいに考えますと、何か真面目に納めている人たちが大変だということ、大変な問題になると思うから、そういうふうな行為がなされてきたというふうに私は理解しているわけですが、今回このように大量に不納欠損処分したということは、これは今年度限りで終わるのか、それともこの時効の中断ということについては、今後とも今までどおりのような考え方で進むのか、なぜ28年度だけこのようにするのか、その点について再度答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） 来年度以降も、5年を過ぎたものに関しては不納欠損処理として扱っていきます。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 今回、3回目になります……（「3回終わったのだけれども、要望は聞きます」の声あり）村では、国民健康保険税が特に高額になっているわけですが、村で諮問して、その答申書の中に税負担の公平性を維持するために、保持するために、収納率の向上と滞納額の徴収に努める、そして医療費抑制のために特定健診と受診率の向上を図ること、さらにまた国に対して国庫負担金が少しでも多く交付されるよう働きかけていくこと等を答申されています。これに対して、担当者はどのように考えているのか、最後に答弁を求めます。（「今4回目」の声あり）わかりました。済みませんでした。

○議長（藤田修一君） そういう要望があるそうですので、十分配慮をお願いいたします。
次の問題に移ってください。木村 修君。

○7番（木村 修君） 次に、2番目の農道の保全について伺います。

場所については、担当者が知っていると思いますが、蓬田汐越地区の農道側面に亀裂が入って、崩壊の危険性が高まっています。対策を講じていただきたいと思うわけです。

が、見解を伺います。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） ご指摘のありました道路を確認しております。まず、この道路につきましても、農道ということでございますが、私道となっております。見解としては、民地なので、対策は難しいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 確かに民地なわけでありましてけれども、地元の農家の人たちが頻りに毎日利用しています。そこで、これまでの経過を申しますと、数年前、三、四年前、水土里保全隊の事業で、この事業の決壊しているような部分をおよそ20メートルぐらい、構造物を入れて工事してきました。ところが、昨年度から、この水土里保全隊の事業で、そういう作業ができないということになりました。そこで、またその道路ののり面に亀裂が、さらに東側に伸びてきたために、ことしの春先、蓬田地区でこれまで保管していた大型の構造物があるわけですけれども、それを水土里保全隊でできないため、村側にその構造物を設置していただいて、道路の崩壊を防いできました。ところが、さらにその水路の下側に亀裂が入って、これまで以上に農道のその崩壊の危険性が高まってきたわけでありまして。水土里保全隊でそういう工事ができていれば、村の住民たちがやったわけですが、それができなくなったため、どうにもならなくなったわけです。

そして、その農道が私有地のようなことになっておりますけれども、そこを農家の人たちが頻りに利用しているわけです。しかもそこは土地改良区にも対応できていないわけでありまして。その道路は水路から2メートルほど高く、今回役場に構造物を設置していただいたのは、水路なわけですね。水路は民地ではないはずですね。そういうふうには私は理解しています。

ですから、水路に構造物を入れて、そののり面の底を押さえていただく、そういう工事をすれば、その農道の決壊が防げるというふうには私は考えているわけですけれども、その点について、水路にその構造物を設置していただきたいことを要望するわけでありましてけれども、再度担当者の答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 先ほど木村議員のほうから、住民の方々が利用している道路ということでもありますので、まず地権者の方も含めて、今後協議していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） わかりました。よろしく願いいたします。

次に、3番目の大倉岳避難小屋について伺います。

第3次蓬田村の総合計画や、地方創生で出された人口ビジョン総合戦略では、観光部門において、蓬田三山、大倉岳、赤倉岳、袴腰岳等の環境の整備を掲げております。昨年4月、大倉岳、前大倉岳にある山小屋が崩壊し、現在利用が不可能ということになっております。このことについてどのように考えているのか、担当者の見解を伺います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

現在ある山小屋は、大倉岳等に登山する人々の宿泊場所、避難場所等に長年利用されてきました。建設されてから40年ほどたちまして、昨年の4月の強風によって一部破損し、建物自体が傾き、大変危険な状態にあると伺っています。

今まで小規模な破損等については、大倉山好会さんのほうに補修を行ってもらって、維持管理もしてもらってきたところではありますが、建物自体をちょっと調べたところ、やはり経年変化のため、どうも修理等ではもとに戻せないぐらいのダメージがあるということが判明しております。

このような現状からでは、今回はその倒壊のおそれがある現在の山小屋は解体撤去をせざるを得ないというふうに考えまして、今回その解体に係る費用の予算を、補正予算で計上させていただいております。具体的には、木材、木の部分に関しては、大きさを小さくして現場にとめ置くと。トタン等の金物類は山から下げて処理をするというふうな方法を今のところは考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 県観光局の統計資料が第3次計画の中に資料として載っております。それによりますと、大倉・赤倉岳の登山者の数は年間約1,000人前後を推移しているというふうな状況にあります。そして、またここに私が持っているのですけれども、蓬田村産業振興課と、そして大倉山好会で発行したもので、平成26年4月に発行した蓬田三山・黒滝ガイドマップというものでありますけれども、これには前大倉岳、ここに避難小屋と、そしてWC、トイレが設置されているというふうに示されているわけです。現在、現時点で、その小屋とトイレがないことになるわけですので、このマップから、この避難小屋とWCのトイレのマークを削除することが必要かと思うわけです。

けれども、その点についてはどのように考えていますか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今マップの話が出ていましたけれども、実はそれ以外にも昨年度、蓬田三山の関係で別なマップもつくっております。施設の必要だということは重々わかるわけですが、一旦その今ある小屋自体は解体せざるを得ないので、それはどうしようもありません。あとは、今後はやはり建物の規模、それから構造、そのWCの施設とか、そういうのを考慮して、建物自体をまず考える。それから、あとその建物を建てたときに、維持管理をどういうふうにするか、今までどおりその山好会さんのほうで対応してもらおうとか、そういうのも全体的なものを考えて、できるだけ早いうちに検討していくということで、今のところは考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 登山をするときは、大体グループを編成して登ることが多いわけでありまして。集団でこの山の頂上へ着いたとき、トイレがなければ、男性はまあまあとしても、女性の登山者は非常に困るんじゃないかというふうに思います。ぜひ簡単なトイレでもいいので、設置しておくことが必要かと思っておりますので、そういうことも今後の協議の課題にさせていただきたいというふうに思います。

次に、4番目の質問に入ります。28年度の除排雪の結果について伺います。

除雪隊による踏切での大事故が発生して1年が経過いたしました。28年度、昨年度の冬は例年に比較して、非常に記録的に雪が少なかった冬でありましたが、28年度の除雪計画の、除排雪の状況と、そしてその結果を担当者はどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 平成28年度の除排雪は、計画に基づき実施しました。ことしの降雪は例年の7割程度で、除雪の出動日数も、多い車両でも40日と、例年と比べてとても少ない稼働でした。除雪作業においては、作業前のチェック表による点検を目視により行うとともに、ドライブレコーダーを全車両に設置し、作業状況の確認と安全作業に努めました。排雪についても、予定の6回のうち、2回の状況でした。ことしは少雪のため、出動日数も少ないが、確認不足による物損・破損や、細かい破損など、防げる事案もあり、今後安全意識の向上を図りたいと考えております。なお、28年度の除排雪作業による構造物破損補償費は18件で、約289万円となっております。

今後、結果を踏まえ、安易な物損の事案や、雪の寄せ方など、課題についていかに解消できるかを検討するため、早目に運転手を確保し、役場、運転手と課題を共有し、今後の除雪作業に生かしていきたいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 昨日の報告第7号の中にも、200万円、除排雪構造物破損補償費が減額されておりました。289万円で全額ということは、これまでに比べて非常に下がったというふうに思います。

そこで、もう一つお聞きします。この除雪機械には、対物に対するこの保険が掛けられていると思うわけでありませけれども、この289万円ですか、これはその機械に掛けられている保険で対応できるものかどうか。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） この18件については、保険で適用できるものではございません。ことしは、まず保険で適用、これと別に2件の保険の適用の事案がありました。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 除排雪につきましては、過去の事故によって、先ほどもご報告があったように、多額の費用を村が負担しておりますので、早い段階からしっかりとした体制を確立しておくということが非常に大事かと思えます。

ですので、そういうことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、7番木村 修君の質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時15分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員